

骨子案

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
中学部	進学	大学・専門学校					
		専攻科					
		特別支援学校高等部	28	27	31	23	36
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		就労継続支援A型含					
	訓練校	0	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	0	
在宅	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
合計	28	27	31	23	36		
卒業生数	28	27	31	23	36		
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	
		専攻科	0	0	0	0	0
		特別支援学校高等部					
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	10	11	11	20	11
		その他	2	1	0	0	4
		就労継続支援A型含					
	訓練校	0	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	12	16	17	16	21
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	1	0	
在宅	0	0	2	0	2		
その他	0	0	0	0	0		
合計	24	28	30	37	38		
卒業生数	24	28	30	37	38		

素案P.19

			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	(単位：人)
中学部	進学	大学・専門学校						
		専攻科						
		特別支援学校高等部	28	27	31	23	36	
		その他の高等学校	0	0	0	0	0	
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0	
		その他 就労継続支援A型含	0	0	0	0	0	
	訓練校		0	0	0	0	0	
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0	
		グループホーム	0	0	0	0	0	
		日中系サービス	0	0	0	0	0	
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0	
	在宅		0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0		
	合計		28	27	31	23	36	
	卒業生数		28	27	31	23	36	
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0	
		専攻科	0	0	0	0	0	
		特別支援学校高等部						
		その他の高等学校	0	0	0	0	0	
	就労	一般事業所	10	11	11	20	11	
		その他 就労継続支援A型含	2	1	0	0	4	
	訓練校		0	0	0	0	0	
	障害福祉 サービス	施設入所	0	0	0	0	0	
		グループホーム	0	0	0	0	0	
		日中系サービス	12	16	17	16	21	
	地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	1	0	
	在宅		0	0	2	0	2	
	その他		0	0	0	0	0	
	合計		24	28	30	37	38	
	卒業生数		24	28	30	37	38	

1

骨子案

第2章 施策の展開

基本目標 | 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等に起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人でも意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んできましたが、アンケート調査では、令和4年度に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはなし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

回答者数		内容などをよく知っている		詳しくは分からないが、概要は知っている		名前を聞いたことがある程度		名前を聞いたことはない、内容も知らない		無回答	
今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
820	982										

Q.あなたは障害者差別解消法を知っていますか。

内容などをよく知っている		詳しくは分からないが、概要は知っている		名前を聞いたことがある程度		名前を聞いたことはない、内容も知らない		無回答	
今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
回答者数(人)	36	38	-2	181	198	-17	297	360	-63
回答率	4.4%	3.9%	0.5	22.1%	20.2%	-1.9	36.2%	36.7%	-0.5

Q.あなたは障害者差別解消法を知っていますか。

内容などよく知っている		詳しくは分からないが、概要は知っている		名前を聞いたことがある程度		名前を聞いたことはない、内容も知らない		無回答	
今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
回答者数(人)	34	43	-9	143	155	-12	219	263	-44
回答率	4.1%	4.4%	-0.3	17.4%	15.8%	-1.6	26.7%	26.8%	-0.1

Q.あなたは成年後見制度を知っていますか。

内容などよく知っている		詳しくは分からないが、概要は知っている		名前を聞いたことがある程度		名前を聞いたことはない、内容も知らない		無回答	
今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
回答者数(人)	78	90	-12	243	314	-71	255	284	-29
回答率	9.5%	9.2%	0.3	29.6%	32.0%	-2.4	31.1%	28.9%	2.2

Q.あなたは、障害があることでのいやな思いをしたり、差別を感じたことがありますか。

いつも感じる		たまに感じる		ほとんど感じることはない		わからない		無回答	
今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
回答者数(人)	69	105	-36	247	316	-69	341	387	-46
回答率	8.4%	10.7%	-2.3	30.1%	32.2%	-2.1	41.6%	39.4%	2.2

素案P.25

第2章 施策の展開

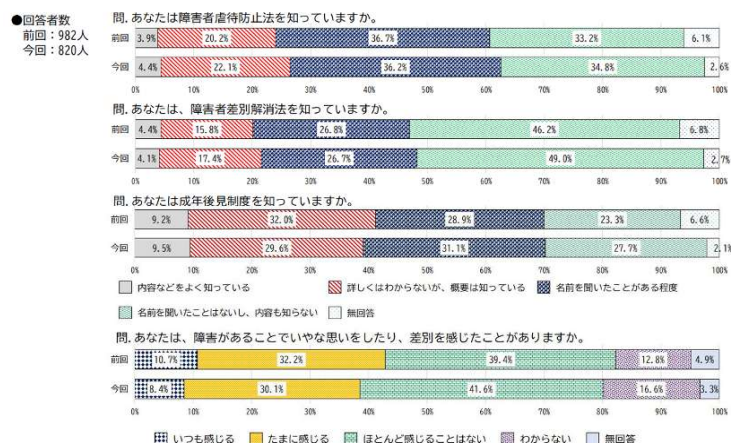
基本目標1 権利擁護の推進・障害理解の促進

すべての市民の障害等に対する理解を促進し、社会的障壁等の解消に取り組みます。

【現状・課題】

- 令和6年（2024年）4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の実現のためには、障害や障害者であることを理由とした虐待・差別をなくすことはもちろん、障害等起因する社会的障壁を解消していく必要があります。
- 障害等により一人で意思決定をすることが難しい人の権利を守るための「成年後見制度」については、より利用しやすい制度にする等の観点から、令和8年（2026年）6月に民法の改正が行われました。
- つくば市では、ホームページ等を活用して周知・啓発活動に取り組んでいましたが、アンケート調査では、令和4年度（2022年度）に実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較して、関連法律等について「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」と回答した人の割合が増えています。
- 差別の解消のためには、障害や障害者に対する正しい理解が必要です。ヒアリング調査では、「障害について、また、障害者にとって必要なケアについての、継続的な周知活動が必要」「障害理解と交流は全体として着実に進んでいるが、一人ひとりへの適切な理解にはまだ届いていない」等の意見がありました。

■障害福祉に関するアンケート調査結果 ※回答率は小数点第2位を四捨五入して算定しているため、合計が100.0%にならない場合があります。



骨子案

第2章 福祉サービスの見込み量

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数はほぼ横ばいですが、需要が高まっており、実利用者数、利用時間ともに計画値を上回っています。

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	180	190	200
	利用時間(時間)	2,050	2,900	3,100	3,300
実績値	実利用者数(人)	168	182	196	
	利用時間(時間)	2,847	3,437	3,950	
利用率	実利用者数(%)	129.2	101.1	103.2	0.0
	利用時間(%)	138.9	118.5	127.4	0.0

※令和8年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

素案P.56

第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

本計画で見込む各種サービス等の見込量は、個々のサービス利用に制限をかけるものではありませんが、適正なサービス量と質の確保を図るため、サービス見込量を供給サービス量が超過するサービスに関しては、地域の実情に応じたサービス提供体制となるよう調整を行う場合があります。

なお、主に重症心身障害者（児）、医療的ケアを必要とする者（児）、強度行動障害のある者（児）を対象とする施設など、本市の地域課題の解決に資すると認められる施設等については、引き続き充実を図っていきます。

総量規制を行う可能性があるため、文を修正。
また、「基本的な考え方」として節に変更し、骨子案の「自立支援給付」を「第2節」に変更し、次のページへ移動。

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
2	成年後見制度推進事業	法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を設置し、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人養成及びその支援、後見人等の受任者調整に関する支援を行うほか、法人後見の受任を行い、権利擁護を推進します。	障害者地域支援室 地域包括支援課	
8	市民への啓発活動	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害の特性に対する理解と認識を深めるため、各種障害福祉に関連した広報活動や講演会等のイベント情報の発信により、啓発に努めていきます。	障害者地域支援室	
削除	住居確保給付	離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方（または失う恐れの高い方）に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	削除	生活支援課	本事業は、離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した（または喪失するおそれのある）者に対し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業であり、障害者の住宅政策の推進を目的とした事業ではないため。
削除	バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進	つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に則した各取組みを進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。	削除	企画経営課	バリアフリーマスタープランは、市域全体のバリアフリー化の方針を示すものであり、障害者プランの一施策という位置づけにはないため。マスタープラン内に市の具体的な取組を設定しているため、それらの取組のうち必要なものについて、障害者プランの施策として掲載するのが望ましいと考える。
17	市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進 →公共施設バリアフリー整備に係る方針の活用・推進	市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。	公共施設バリアフリー整備に係る方針（令和8年6月）に基づき、施設整備の計画・設計段階から障害者・高齢者等の当事者の意見を取り入れることで、全ての人が使いやすい施設の実現を目指します。	公共資産利活用推進課	
19	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務 →コミュニティバス・オンデマンド交通等運行業務	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやオンデマンド交通等を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。	総合交通政策課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
削除	ノンステップバス導入促進事業	移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくバスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。	削除	総合交通政策課	バリアフリー法による推進により、路線バスの車両更新時にはノンステップバスの導入が原則とされていることから、つくば市内を運行する路線バスのバリアフリー化を促進するため、ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し補助を行ってきた。 当該事業によりノンステップバスの導入が図られたことに加え、現在、国内主要バスメーカー（いすゞ、日野、三菱ふそう）が製造する一般路線バスが原則としてノンステップバスに一本化されていることを踏まえ、当該事業は令和7年度末で終了した。
20	障害者運賃割引制度	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者（1名）を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行います。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者・付添人（1名）を対象に、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行います。	総合交通政策課	
21	視覚障害者向けナビゲーションシステム「shikAI」導入事業	新規事業	視覚障害者の移動をサポートするため、つくばエクスプレス（TX）つくば駅とつくばセンターバスターミナル間において、視覚障害者向けのナビゲーションシステム「shikAI（シカイ）」を導入しています。 ※「shikAI（シカイ）」は、点字ブロック上に敷設されたQRコードを、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ること、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導及び案内するシステムです。	総合交通政策課	
22	福祉タクシー制度の充実	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者の社会参加の促進を図るため、障害者タクシー運賃助成券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	障害者地域支援室	
25	防犯・防災に関する啓発・広報 →防災に関する啓発・情報発信	市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	家庭での備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集等の重要性について、出前講座や防災イベント等を通じて啓発するとともに、広報紙やホームページ・登録制メール等により、広く防災意識の啓発や災害関連情報の発信を行います。	危機管理課	33と分離

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
26	避難行動要支援者への支援	避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	災害時に自力避難が困難で特に支援を必要とする方を避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法等を記載した個別避難計画の作成を進めています。同意を得た方の情報は平常時から避難支援者へ提供し、地域で支える共助の体制づくりを進めています。	社会福祉課 →福祉政策課	
27	福祉避難所の受入れ体制の構築	指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入体制を構築します。	災害時に指定避難所で過ごすことが困難な要配慮者の受入れに関する協定を福祉施設等と締結するなど、福祉避難所としての受入体制を構築します。	社会福祉課 →福祉政策課	
29	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるため作成したガイドブックの周知に努めます。	医療的ケアが必要な方の把握に努め、災害時に備えるため作成したガイドブック等の周知に努めます。	障害福祉課 →こども発達支援センターはるいろ	
30	防災訓練プログラムの導入 →地域防災力の強化	地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	災害等の発生時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れや需給調整等を行います。また、その知見を活かし、平時には地域住民と連携した防災訓練等を通して、地域防災力を高める取組みを行っています。	社会福祉協議会	
31	福祉体験教室 →福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	従来の福祉教育プログラムに加えて、防災に関するプログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
33	防犯・防災に関する啓発・広報 →防犯に関する啓発・広報	市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	市民等に対し、防犯に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課	25と分離
34	つくば市障害児者おでかけ見守りシールの配布	新規事業	登録者が行方不明になった際、衣類等に貼った二次元バーコードが読み取られると、家族等へ瞬時に『読み取り通知メール』が届くおでかけ見守りシールを配布します。	障害者地域支援室	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
37	健康管理システムの活用	新健康情報管理システムを導入し、各窓口（健康増進課・保健センター・いきいきプラザ）間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康情報管理システムを活用し、各窓口（健康増進課・保健センター・いきいきプラザ）間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、一貫した保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課	
38	健康体操教室	若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に、取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていたり、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	様々な運動メニューや健康講話等を実施し、高齢になっても障害を持っていたり、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるように、若い世代からの生活習慣予防、介護予防を行います。	健康増進課 →健康増進施設いきいきプラザ（健康増進課）	
41	1歳6か月健康診査 →1歳6か月児健康診査	専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の～	変更なし	健康増進課	
42	3歳健康診査 →3歳児健康診査	専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の～	変更なし	健康増進課	
43	5歳児健康診査	新規事業	4歳6か月から5歳6か月の幼児を対象に5歳児全員アンケートを実施し、発達面のスクリーニングを行います。対象者には集団健診を案内し健診を行います。医師の判定をもとに専門相談を行い必要な支援につなぎ幼児の健康の保持増進を図ります。	健康増進課	
45	のびのび子育て教室	母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源（療育等）につなげていきます。	1歳6か月児健康診査の事後フォロー教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、必要な社会資源につなげていきます。	健康増進課	
48	市長同意による医療保護入院事務	医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	医療機関から医療保護入院や入院期間の更新に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
50	健康増進計画推進事業 →健康つくば21プラン推進事業	健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第5期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康づくり推進協議会を年に2回程度開催し、協議会からの意見を計画推進に反映させていくとともに、第5期健康つくば21プランに基づき事業を推進します。毎年度末、各分野の進捗管理を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて事業の評価をしていきます。	健康増進課	
51	医療福祉費支給制度	医療福祉費支給制度（小児・重度心身障害者等）について、県及び市制度に基づき実施していきます。また、制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、医療福祉費支給制度（小児・重度心身障害者等）について、県及び市制度に基づき実施します。	医療年金課	
60	障害幼児教育の充実 →障害のある幼児への教育の充実	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。 本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。	障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ配置します。 本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施します。	特別支援教育推進室	
61	障害児支援体制の整備 →障害児支援体制の強化	児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	児童発達支援センターで障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 →こども発達支援センターはるいろ	
62	障害児相談支援事業 →障害児相談支援事業の普及	障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	のぞまないセルフプランをゼロにするため、保護者に対して事業内容の周知と利用希望の調査を行うとともに、希望者が事業を利用することができるよう、既存の障害児通所支援事業所等に対し、事業への参入を働きかけていきます。	障害福祉課	
64	巡回発達相談 →巡回相談事業	保育所・保育園等を巡回し、発達の面で気になる子、関わりの難しさを抱えている子の関わり方について、保育士に助言を行います。	こどもが所属する保育所、幼稚園等の生活が、楽しく健やかになることを目的に、こどもを支援する職員への支援を実施します。巡回相談を通して、保育所、幼稚園等、こどもが生活する関係機関との連携を図ります。	こども未来課 →こども発達支援センターはるいろ	※こども未来課は変更無しで報告

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
67	きょうだい児支援	新規事業	障害のある兄弟姉妹と共に育つきょうだい児が、安心して過ごせたり、気持ちを話せる機会の提供などを通して、きょうだい児の支援を実施します。	こども発達支援センターはるいろ	
69	福祉体験教室 →福祉体験教室・青少年ボランティア育成体験講座	手話や点字、車いす体験など、児童生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるプログラムを提供します。	変更なし	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
70	福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施 →福祉教育の実施	つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。	市立学校のつくばスタイル科や特別活動等の時間において、福祉教育に取り組みます。	学び推進課	交流及び共同学習については、特別支援教育推進課が担当しているため。（事業番号68）
71	障害のある児童生徒への教育の充実	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図ります。通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	特別支援教育推進室	
77	つくば子育てサポートサービス事業	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人の子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	子育てサービスを受けたい人（利用者）と提供したい人（子育てサポーター）による相互援助活動を行う会員組織をつくり、地域の人の子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課	
78	生活支援体制整備事業	地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置をすることで、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。地域の高齢者の支援ニーズに合った地域資源の開発、ネットワーク構築、マッチングを行うことで、フレイルや認知症になっても本人らしい生活を地域で続けられるような地域の構築を目指します。	地域包括支援課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
削除	さわやかサービス事業	さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	削除	高齢福祉課 →社会福祉協議会	介護保険サービス利用者のみを対象とした事業になったため。
81	相談対応部署間の連携強化	障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	障害者地域支援室と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	障害者地域支援室 地域包括支援課	
82	児童発達支援センターの整備 →児童発達支援センターの整備・機能充実	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課 →こども発達支援センターはるいろ	
85	女性のための相談室運営事業 →DV等相談支援事業	女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。	令和8年4月に開設した「まんまるつくば（つくば市配偶者暴力相談支援センター）」では、DV相談、女性相談、男性相談、女性のための法律相談を行い、家庭の問題や人間関係の悩みについて、相談支援と情報提供を行います。DV被害者には、安全確保や自立に向けた継続的な支援を行います。複雑な課題に対応するため、庁内関係部署や関係機関との連携を強化するとともに、一人ひとりの自己決定を尊重しながら、相談体制の充実に取り組みます。	ダイバーシティ推進室	
86	家庭児童相談業務の充実 →こども家庭支援業務の充実	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。	要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健医療機関等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、こども家庭支援業務を充実させます。	こども未来課	
87	発達相談 →発達に関する総合相談	発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	障害種別や障害の有無に関わらず、18歳までの発達に関する相談に対応します。発達に課題のあるこどもを早期に発見して、適切な支援につなぎ、こどもの発達を促します。また、発達に課題のあるこどもの保護者に寄り添っていきます。	障害福祉課 →こども発達支援センターはるいろ	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
88	発達相談	発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。	幼児健康診査後の幼児の発達に関する相談に対応します。発達に課題のある幼児を早期に発見して、適切な支援につなぎ、幼児の発達を促します。また、児への関わり方を伝えることで、保護者の育児を支援します。	健康増進課	
89	こころの健康相談	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。	「こころの問題」で悩んでいる人に対し、精神的健康状態を保持・増進できるよう精神科医が対面で個別相談を実施します。また、必要に応じて他機関と連携していきます。	健康増進課	
92	地域生活支援事業の充実	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時預かりサービス事業、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課 障害者地域支援室	
93	福祉支援センターの充実	福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	福祉支援センターにおいて、地域活動支援センターとしての障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図るほか、その他の機能について検討を進めます。	障害者地域支援室	
94	短期入所事業等への参入の促進 →短期入所事業への参入の促進	既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	既存の障害福祉サービス事業所や新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対して「医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金」を周知し、短期入所事業への参入を働きかけます。	障害福祉課	
97	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進 →各種障害福祉サービス事業への参入促進	各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	変更無し	障害福祉課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
100	高次脳機能障害への支援の充実	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。	高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援の充実を図ります。	障害者地域支援室	
101	重度身体障害者の訪問理美容料助成	新規事業	重度身体障害の方が居宅で受ける理容又は美容の料金の一部を助成することで、衛生的で健康な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減します。	障害者地域支援室	
102	障害基礎年金・各種手当等 →障害基礎年金	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	障害基礎年金の相談受付、関係書類の受付及び年金事務所への進達を行うことで、障害基礎年金の請求手続を支援します。	医療年金課	103と分離
103	障害基礎年金・各種手当等 →心身障害者扶養共済事業・障害者（児）に対する手当等	障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。	心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、日常生活における経済的な支援を行います。	障害福祉課 障害者地域支援室	102と分離
104	水道料金の減免	障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。	障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請を受け、規程に基づき水道料金の一部減免を行います。	上下水道業務課	
106	強度行動障害のある方への支援体制の整備	新規事業	相談支援員や福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、強度行動障害のある方のニーズや支援状況の把握に努めるとともに、支援方法を共有する体制を構築することで、支援の質の向上を図ります。	障害福祉課	
107	高齢者等ごみ出し支援事業	新規事業	高齢や障害などの理由で、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対し、個別に訪問収集を行うほか、収集の状況によっては安否確認も実施します。	障害福祉課 高齢福祉課 環境衛生課	
109	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修や実務者研修等を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課	

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
111	研修受講の促進	新規事業	県や民間事業所が実施している研修の情報を集め、各事業所に周知し、受講を促進します。受講状況を調査し、市ホームページで公開している事業所一覧に掲載します。	障害福祉課	
114	就労面接会の実施 →障害者雇用マッチングサ ポート面談会及び交流会の実 施	障害者の自立支援のため、就職の機会を増や すことを目的とした面接会を実施します。	ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援セ ンターと連携し、障害者就労・雇用に進むよ り前の段階から面談会、意見交換等を行う交 流会を行うなどして双方を結び付けること により、障害者就労・雇用の促進を図ってい きます。	障害者地域支援室	
116	つくば市雇用促進交付金 →企業に対する障害者雇用の 促進	障害者の雇用促進と障害者に対する事業者の 理解促進を図るため、障害者である市民を新 たに雇用した事業者に交付金を支給します。	一般企業における障害者雇用促進のため、障 害のある人への理解を深めることができるよ う、企業向けの情報提供を行う。また、市内 事業者・大学・支援機関等からなる「障害者 雇用支援に関する懇話会」を開催し、障害者 雇用を取り巻く状況の共有や当事者と事業者 双方にとって必要な支援策について意見交換 を行う。	産業振興課	
117	障害者就労施設等からの物品 及び役務の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労 施設等からの物品及び役務の調達を推進し、 障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進 を図ります。	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労 施設等からの物品及び役務の調達を推進し、 障害者就労施設等で働く障害者の収入増と自 立の促進を図ります。	障害者地域支援室	
120	つくば市福祉の店事業	新規事業	本庁舎に設置した店舗において、市内の障害 福祉サービス事業所等で作成された物品の販 売を通じて、障害者への理解を深めるととも に、障害者の社会参加や障害者支援施設の相 互交流を促進します。	障害者地域支援室	
124	ボランティア育成・支援・研 修事業 →市民ボランティア育成講座	小中学生や青少年に対し、体験等を通して福 祉やボランティアへの興味や関心につながる 機会を提供します。 ボランティア活動を希望する市民に対し、活 動の基本となる知識や必要な技術等を習得す るための講座を開催しボランティアの育成に 努めます。	ボランティア活動を希望する市民に対し、活 動の基本となる知識や必要な技術等を習得す るための講座等を開催し、ボランティアの育 成を行います。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。

●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
125	ボランティアネットワーク支援事業	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。	ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ち、ボランティア間の横のつながりを強化します。	社会福祉協議会 →福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。
127	ボランティアセンター運営事業 →ボランティア相談支援事業	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入れ、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。	変更無し	社会福祉協議会 →福祉政策課	事業概要が福祉政策課で行っているボランティア相談支援事業のものであることから、事業名と担当課を変更。 ※ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が独自に行っている。
削除	介護支援ボランティア事業	介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通じた介護予防を推進します。	削除	地域包括支援課 →高齢福祉課	ボランティア従事者の要件が65歳以上かつ介護保険1号該当者となっており、事業の対象も主に高齢福祉施設であるため。
130	コミュニケーション支援サービスの充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた条例を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進します。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	令和7年7月に「つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定し、情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進しています。聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害者地域支援室	
134	市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。 磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口を設置しています。 筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。	開庁日に手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行うほか、コミュニケーションボードと筆談ボードを設置し、指差し・筆談による対応を行います。 障害福祉課窓口には、磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムと音声字幕表示システムを設置しています。	障害者地域支援室	
135	ホームページの活用 →市広報紙・ホームページ等を活用した情報提供	市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	市広報紙・市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。また、情報提供の際はアクセシビリティを意識し、誰もが情報を入力・活用できるよう努めていきます。	障害福祉課 広報戦略課	

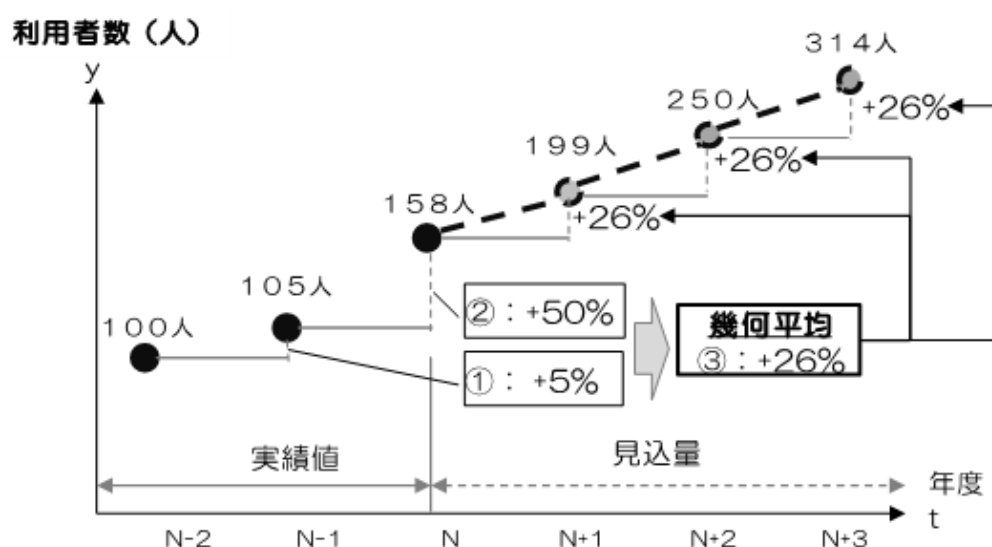
●施策の変更点

事業番号	事業名	変更前（事業概要）	変更後（事業概要）	担当課	備考（変更理由など）
削除	市広報紙の活用	市広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	削除	障害福祉課	135と統合
136	チャレンジアートフェスティバルの実施	障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害者（児）が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者（児）の社会参加を促進し、市民の障害者（児）に対する理解を深めます。	障害者地域支援室	
削除	おひさまサンサン生き生きまつりの実施	障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	廃止のため削除	障害者地域支援室 高齢福祉課	令和8年度で廃止
削除	障害児運動教室	情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	廃止のため削除	障害者地域支援質	
139	障害者の余暇活動支援	新規事業	障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提供を行います。	障害者地域支援室	

●施策の変更点(担当課のみの変更)

事業番号	事業名	変更前	変更後	備考(変更理由など)
39	成人健診事業	健康増進課 医療年金課 国民健康保険課	健康増進課	進捗管理を健康増進課に一元化するため
54	障害児の総合的な支援体制の整備	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
58	療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
63	医療的ケア児の支援体制の整備	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
65	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	障害福祉課	こども発達支援センターはるいろ	
68	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進課	特別支援教育推進課	交流促進については特別支援教育推進室で行っているため。
122	高齢者・障害者のためのパソコン相談	社会福祉協議会	福祉政策課	担当課を委託元の課に変更。

資料5 参考資料



手順Ⅰ

過去のサービス量実績値を基に変化率を求めます。

変化率は次の式で求められます

例

$$\textcircled{1} = 105 \div 100 = 1.05 (= 5\% \text{ up})$$

$$\textcircled{2} = 158 \div 105 \div 1.50 (= 50\% \text{ up})$$

手順Ⅱ

手順Ⅰの結果をもとに、幾何平均を算出し③とします。

例

$$\textcircled{3} = \sqrt{\textcircled{1} \times \textcircled{2}} = \sqrt{((105 \div 100) \times (158 \div 105))}$$

$$\approx 1.26 (= 26\% \text{ up})$$

手順Ⅲ

手順Ⅱで算出した幾何平均を、N年度の実績値に乘じ、N+1年度の見込量を算出します。同様にN+2年度、N+3年度も算出します。(小数点以下四捨五入)

例

$$\begin{aligned} \text{N+1年度の推計値} &= \text{N年度の実績値}(158\text{人}) \times \textcircled{3} \quad \approx 199\text{人} \\ \text{N+2年度の推計値} &= \text{N年度の推計値}(158\text{人}) \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} \quad \approx 250\text{人} \\ \text{N+3年度の推計値} &= \text{N年度の推計値}(158\text{人}) \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} \quad \approx 314\text{人} \end{aligned}$$

※障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル P.18 より一部抜粋

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月３１日に告示。
計画期間は令和９年４月～令和１２年３月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・ 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・ 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・ 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・ 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・ 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・ 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・ 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・ 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
 - 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
1	44 ページ No. 95	<p>「No. 95 グループホーム事業の充実と利用促進」の概要に、重度の障害がある人の利用が極めて少ないことから、「重度の障害者の利用促進」を明記してください。以下、下線部が挿入部分です。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。<u>特に重度の障害者の利用を促進します。</u>また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。</p>	<p>共同生活援助（グループホーム）は、特別に重度の障害者を対象としているものではなく、障害の程度に関わらず必要とされているサービスです。また、重度の障害者でなくても、合う場所が見つからずになかなか利用につながらないケースがあります。</p> <p>一方で、障害の種別や程度に関わらず必要なサービスを提供できる体制の整備は重要であり、以下のように変更します。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援を行い、<u>利用希望者が利用できるよう、受け入れ体制を整備していきます。</u>また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。</p>
2	46 ページ	<p>入所施設やグループホームは、障害者の自立生活にとって大事ですが、もう一つの選択肢として、居宅介護、重度訪問介護、移動支援等のヘルパー制度を活用した地域生活のあり様も創っていく必要があります。その点から、「107 高齢者等ゴミ出し支援事業」の次に、「No. 108」として「ヘルパー制度を利用した地域での生活支援」の項目を加えて下さい。</p> <p>108 ヘルパー制度を利用した地域での生活支援 居宅介護、重度訪問介護、移動支援等のヘルパー制度を活用した地域生活の支援に努めます。</p>	<p>各サービスに想定されている一般的な機能の範囲内であり、No. 91、No. 92 の事業に含まれています。</p>

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
3	50～53 ページ	<p>「第4次つくば市障害者計画」は、来たる2027年度から2032年度までの6年間を計画期間として策定されるものです。「基本目標7 社会参加の促進」を「第3次」のそれと比較する（別紙参照）と3事業（「120 つくば福祉の店事業」「129 傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』」1）「139 障害者の余暇活動支援」）が新規に掲載されたもので、残りの19事業（No. 119～139）は掲載場所は異なりますが、「ほとんどが第3次」事業の引き写しです。現在、国も障害者の生涯を通じた学びやスポーツ文化・芸術活動の振興に努めています。つくば市内でも、各種民間団体等で、それらの保障に向けた取り組みが活発に行われています。そうした下であって、2027年からの6年間（～2032年度）の計画としては、中身が貧しすぎると考えます。せめて、次の計画を「施策の方向性」に加えることを希望いたします。</p> <p>①移動支援・行動援護事業等の充実 ②地域交流センターにおける障害者利用の促進と講座の開催 ③余暇活動団体等交流・紹介事業 ④つくば市障害者余暇活動支援センターの設置</p> <p>注1）「129 傾聴ボランティア事業『おうち de 交流』」は、高齢者福祉事業に位置づけられると思われます。</p>	

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
		<p>①No. 120 の下に、新たに「No. 121」を設け、次の項を設けること。 No. 121 移動支援・行動援護事業等の充実 障害者が希望する余暇活動に参加するための移動の保障として、 移動支援・行動援護事業等の充実に努め、重度障害者の余暇活動への参加を促します。</p> <p>②生涯学習の中核を担っているのは、地域交流センターです。格差是正のためにも、障害者向け講座の開催など、障害者の利用に特化した地域交流センターを指定してください。その点から、 「No. 122」の次に、新たに「No. 123」を設け、次の項を加えること。 No. 123 地域交流センター活用事業 各種講座への障害者の受講（合理的配慮の提供）、障害者向け講座の開催など、地域交流センターの障害者利用を促進します。</p> <p>③つくば市には、知的障害者のバスケットチーム、バリアフリーダンス（DAS）、よか活動支援センター（社団法人 ULURA）など、障害者の余暇活動を保障しようと取り組んでいる団体があります。しかし、それらの存在や活動が、十分に障害当事者や家族に周知されていないと思われます。その点から、「No. 139」の次に、新たに「No. 140」を設け、次の項を加えること。 No. 140 余暇活動支援団体交流・紹介事業 余暇活動に取り組む各団体が一堂に会し、活動紹介のブースを作</p>	<p>移動支援・行動援護の充実については、事業 No. 91、92 の中に含まれています。</p> <p>地域交流センターは、市民の交流の場として設置しているものであり、他課等で講座を開催する際に、担当課等からの依頼により場所を提供しています。</p> <p>53 ページの「139 障害者の余暇活動支援」について、下記の通り追記します。</p> <p>「障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提供を行います。<u>また、障害児者の余暇活動団体一覧を作成・公表し、社会参加を推進しています。</u>」</p>

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
	53 ページ	<p>り、障害者とその家族、及びボランティアと各団体が交流する機会を作ります。</p> <p>④障害者等が文化芸術等の趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、必要な支援や情報の周知などを総合的に取り扱う機能を持つセンターが必要です。当面、「よか活動支援センターつくば」（社団法人 ULURA）の活動への支援を強化し充実発展させることが大事です。その点から、「No. 139」（あるいは前述の 140）の次に、新たに「No. 140」（あるいは 141）を設け、次の項を加えること。</p> <p>No. 140（あるいは 141） つくば市障害者余暇活動支援センターの設置</p> <p>障害者と家族が、余暇活動への参加を希望した時に、相談したり、体験したりできる機会を作るとともに、調査研究を進める機能を持つセンターの設置を進めます。当面「よか活動支援センターつくば」（社団法人 ULURA）の活動への支援をします。</p>	御要望として承ります。
	53 ページ No. 139	<p>今後の「障害者の余暇活動支援」を充実していくためには、行政機関だけに頼るのではなく、地域の余暇活動団体等の緩やかなネットワークを活用していくことで、地域力を発揮した障害福祉を展開できると思います。そこで以下のような文言（下線部分）を加筆修正することを望みます。</p> <p>「障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提</p>	<p>下記の通り文言を修正しました。</p> <p>「障害者の余暇時間を充実させるため、余暇活動の機会と場の提供を行います。<u>また、障害児者の余暇活動団体一覧を作成・公表し、社会参加を推進しています。</u>」</p>

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
		供を行うとともに、余暇活動団体等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。	
4	46 ページ	<p>【強度行動障害支援】</p> <p>今回の素案では、事業 No. 106「強度行動障害のある方への支援体制の整備」が新規事業として明記されました。本人・介護者・支援者等へのヒアリングによるニーズ把握、研修受講の促進、関係機関と連携した支援体制の整備が示されたことを高く評価し、感謝申し上げます。</p> <p>その上で、計画に掲げられた支援を実際に必要な方へ届け、継続的な改善につなげるため、以下4点を質問・意見として申し上げます。</p> <p>1 計画上の位置付けと実施体制について</p> <p>事業 No. 106 を基礎として、基本目標 5 に「強度行動障害があっても安心して暮らせるまち」を独立した施策項目として設け、担当主体、実施時期及び成果指標を明記することを提案します。相談窓口、緊急性の判断、支援会議の招集、全体調整及び継続的なモニタリングを担う主体を、本人・家族にも分かる形で示してください。</p> <p>2 危機の予防、緊急時対応及び入退院時の継続支援について</p> <p>人数や行動関連項目の点数だけでなく、生活場所、必要なのに利用できていない支援、家族の負担及び支援の緊急性を継続的に</p>	<p>本計画は、障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指すものであり、施策の展開においては強度行動障害のある方への支援を個別に位置付けておりません。また、事業ごとの指標については、計画には明記しておりません。施策を進めていくうえで、参考とさせていただきます。</p> <p>入院されている方の退院の見込みが生じた際には、医療機関、福祉サービス事業所、相談支援専門員等と連携し、退院後の支援につなげています。また、福祉サービスが確保できないこと</p>

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
		<p>把握してください。状態が深刻化する前に、専門職が家庭や事業所の生活場面を確認し、助言する仕組みが必要です。また、警察への通報に至る前の福祉的な緊急相談・一時受入れを整備してください。入院が必要な場合にも福祉とのつながりを切らず、医療機関、相談支援、居住支援及びサービス提供事業所が、入院前から退院後まで支援情報と退院後の生活に向けた方針を共有する手順を計画に明記してください。</p> <p>3 実際の受入れ状況と支援方法の共有について</p> <p>指定事業所数や「受入れ可能」との回答だけでは、必要な方が実際に支援につながっているかを確認できません。強度行動障害のある方を受入れ可能な事業所の一覧を作成し、事業所ごとの受入れ可否、現在の実受入れ人数等を把握して、改善に生かしてください。</p> <p>支援会議や事業所間の協議など、複数の担当者が本人の支援方法を協議・共有した事例を把握してください。その実績を踏まえ、一つの事業所や一人の支援者に負担が集中しない共同支援の仕組みを、市独自の補完も含めて検討してください。</p> <p>4 研修の実践への活用と成果指標について</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講を促進するとともに、修了者が学んだ内容を実際の支援に生かせるよう、市内事業所による継続的な事例検討、専門人材からの助言、</p>	<p>により退院できないという状況が生じないよう、必要なサービスの確保や関係機関との連携体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>強度行動障害のある方への支援体制の整備を進めていくにあたり、事業所等への聞き取り調査を実施する予定です。いただいた御意見は調査対象や調査項目の設定の際に活用させていただきます。</p> <p>支援の質を向上させるため、また、特定の事業所・支援者への負担集中を避けるために必要な仕組みであり、指標案も含め、今後の施策の推進や進捗評価を行う上での貴重な御意見として活用させていただきます。</p>

追加資料 事前質問一覧

No.	該当箇所	意見	回答
		<p>支援内容の振り返りを行う仕組みを整えてください。</p> <p>指標は、必要な支援につながっているかを確認し、改善に生かすものとして、次の項目を設定することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援ニーズ：把握した対象者数、必要な支援につながっていない人数と主な理由 ・相談から支援開始：相談を受けた人数、実際に支援が始まった人数、開始までの日数、未解決の人数と理由 ・実際の受入れ：受入れ可能な事業所の一覧、事業所ごとの受入れ可否と現在の実受入れ人数、新たに受け入れた人数、受入れに至らなかった人数と主な理由 ・支援人材と連携：事業所ごとの強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講者数、複数の担当者が本人の支援方法を協議・共有した事例の件数（支援会議、事業所間の協議等） ・緊急時と入退院：緊急相談・一時受入れの人数、入退院時に支援会議を行った人数、退院後に地域生活へ戻れた人数 ・本人と家族の変化：支援前後の本人の生活の安定と家族負担の変化 ・評価と改善：年1回の集計・評価、自立支援協議会等への報告、評価を受けて改善した内容 <p>既存記録と本人・家族への簡単な聞き取りを活用し、個人が特定されない形で毎年度集計・評価してください。その結果と改善内容を自立支援協議会等へ報告する仕組みを設けてください。</p>	